

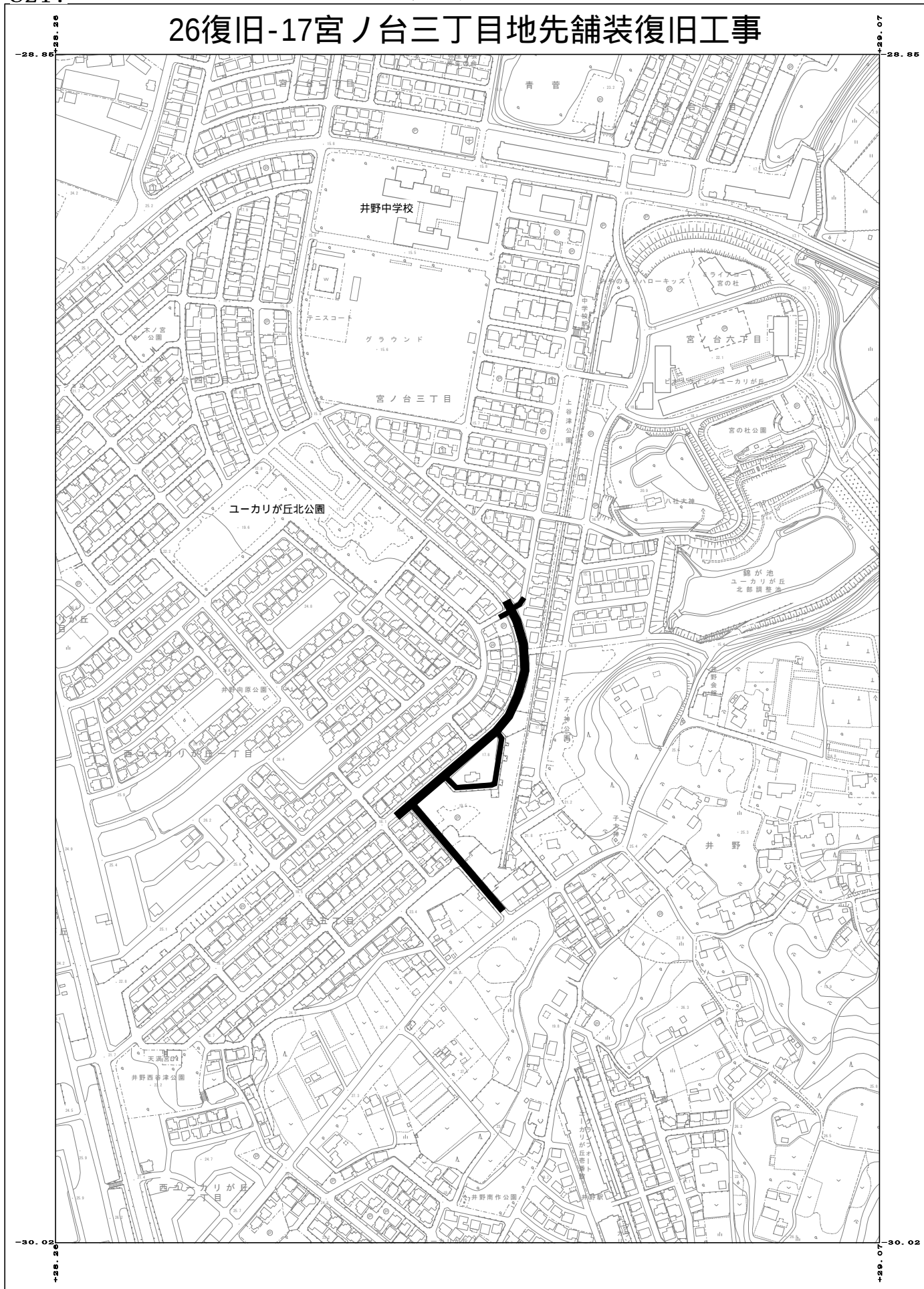
事業説明書

令和8年9月8日

事業名称	26復旧-17宮ノ台三丁目地先舗装復旧工事			事業担当課名
事業場所	佐倉市宮ノ台三丁目・五丁目地先			上下水道部水道課
事業概要	工事延長 L=949.7m			
	1. 舗装準備工 一式			
	2. 舗装工			
	表層工(A交通)	再生密粒度As20mm	t=50mm	A=1,130m2
	表層工(L交通)	再生密粒度As13mm	t=50mm	A=1,010m2
	表層工(歩道 透水)	透水性開粒度As13mm	t=40mm	A=653m2
	薄層カラー舗装工			A=118m2
	3. 区画線設置工 一式			
事業期間	契約日 から 令和9年2月1日			
事業説明内容	1. 一般的注意事項			
	・本工事に伴う補償は、原則として受注者に対処して頂きます。補償等の恐れがある場合は、事前に監督員と協議してください。			
	・関係官公庁の許可申請書・許可書・届出書の写しを準備期間内に提出してください。 (建設重機の使用、消防署への届出、建設残土等の関係も含むものとします。)			
	・本工事に関する共通仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書(最新版)によるものとします。 ただし、工事完成図書納品の電子納品項目及び週休二日の対応については、適用しないものとします。			
	・本工事に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(最新版)によるものとします。			
	・安全訓練に関する計画書を施工計画書とともに提出してください。			
	・建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後、30日以内に提出してください。 また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(シール)を掲示してください。			
	・佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例及びその他関係法令を厳守し実施してください。 また、建設業に関する関係法令の厳守も同様とします。			
	・本工事の仕様書及び図面等を熟知のうえ、入札に応じてください。			
	・契約条件の優先順位は、図面、特記仕様書、共通仕様書の順とします。			
	・本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。			
	・工事实績情報システム(CORINS)に基づき、(一財)日本建設情報総合センターに登録してください。			
	・段階的に監督員の確認を受けたうえで、本工事を進めてください。また、工種・試験・出来形確認等は、 監督員の立会いを求め、確認を受けたうえで、本工事を進めてください。			
	・工事の期間は、厳守とします。			
	・提出する書類は、佐倉市上下水道事業管理者宛とします。			
	・その他、本工事に関し疑義が生じた場合は、監督員と協議し進めてください。			
	2. 設計図書に関する事項			
	・本事業に関する質問書は、令和8年9月15日16時00分までに連絡先明記のうえ、FAXまたは電子メールにより提出してください(時間厳守)。提出後速やかに事業担当課にTELにて受信確認をしてください。			
	・電子メールで質問書を送付する場合は、件名に事業名及び質問書である旨を記載してください。 本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入のうえ、質問書を添付してお送りください。 (件名の記載例:【質問書】令和〇年度〇〇工事)			
	なお、質問なしの場合は、提出の必要はありません。			
	・本事業の質問に対する回答は、令和8年9月17日17時00分までにFAXまたは電子メールにより行います。			
	・積算条件については、以下のとおりです。			
	工種区分:舗装工事 施工地域区分:市街地(DID補正)(1)-1 単価適用月:令和8年8月			
	佐倉市上下水道部水道課(建設班) TEL:043-485-1191 FAX:043-485-1194			
	E-mail:w-jyosuidou@city.sakura.lg.jp			



26復旧-17宮ノ台三丁目地先舗装復旧工事



1 : 5000

